

陸運労災防止協会東京都支部会 (東京都トラック総合会館内4階)

〒 1 6 0 - 0 0 0 4 東京都新宿区四谷 3 - 1 - 8

☎ 3 3 5 5 - 2 2 7 7 FAX 3 3 5 5 - 0 3 7 0

東京労働局長登録教習機関安第 203 号

「小型移動式クレーン運転技能講習」開催のご案内

1. 講習の趣旨

事業者は、小型移動式クレーン（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）の運転業務については、都道府県労働局長登録教習機関が行う技能講習を修了した者、その他厚生労働省で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはなりません。これら有資格者以外の者は、当該業務を行ってはなりません。（労働安全衛生法第61条関係）

当会は、これに基づき行う東京労働局長登録教習機関です。

2. 受講資格

満18才以上の者

3. 講習日時

実施計画（予定表）等でご確認ください。

(1) 学科（2日間）＝第1日目 第2日目とも9時から17時

(2) 実技（1日間）＝第3日目 9時から17時

4. 講習場所

(1) 学科＝東京都トラック会館 4階 会議室

(東京都新宿区四谷 3-1-8 丸ノ内線四谷3丁目駅徒歩2分)

(2) 実技＝東ト協カードロッカー駐車場

(東京都江戸川区臨海町3-1-1 京葉線葛西臨海公園駅徒歩15分)

又は(有)共同貨物運送 駐車場

(東京都江戸川区瑞江1-26-1 都営新宿線瑞江駅徒歩10分)

5. 申込み方法

申込みは次の(1)から(3)のいずれかの方法により、右表の受講申込書をA4版にコピーして申込みください。

(1) 右表の受講申込書、受講料及びテキスト代を当支部会に直接持参のうえ申込み。

(2) 現金書留で、受講申込書、受講料及びテキスト代を郵送する。

(3) 受講申込書を郵送し、受講料及びテキスト代を「みずほ銀行四谷支店、普通預金口座番号1306121陸災防東京都支部」あて振り込む。

6. 申込締切日 講習初日の4日前

7. 受講料及びテキスト代

合計 33,700円＝受講料32,000円＋テキスト代1,700円。

ただし、玉掛技能講習修了者は合計31,700円(受講料30,000円＋テキスト代1,700円)

8. 修了証の交付

講習修了者には、法定の「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」を交付いたします。

9. 受講の取り消しについて

講習初日の3日前までに受講の取り消しのFAX及び電話による連絡がない場合は、受講料及びテキスト代を返却しません。又受講の申し込み後（前記は除く）、受講の取り消し又は受講者の変更をする場合は1,000円の手数料をいただきます。

小型移動式クレーン運転技能講習

受講申込書（修了証台帳）

受講月	月	受講日(初日)	月	日	
ふりがな				性別	
受講者氏名				男・女	
生年月日	年	月	日	本籍地 都道府県	
現住所	〒 ー 〇				
勤務先	〒 ー 所在地 名称 〇				
証	免除科目	講習の種類	実施機関名	年月日	修了証番号
	力学				
	合図				
明	事業所の名称				
	所在地				
	代表者職氏名 ⑩				
*受付番号		*修了証番号		*交付年月日	
				平成 年 月 日	
*書替又は再交付		書・再		平成 年 月 日 平成 年 月 日	

←2.5cm→
↑
3 写真
・
5 上半身
cm 2枚
↓

平成 年 月 日

受講者氏名 ⑩

東京労働局長登録教習機関
陸運労災防止協会東京都支部会殿

- 注意 1 *印以外は全部記入してください。写真（2枚）は裏面に氏名を記入し、1枚を貼り、1枚を添付してください。
2 科目の免除を申請しないときは、証明欄の記入は必要ありません。